二〇八四三九三二八〇」とあるのは「〇・〇一二三二六七四六〇五」と、「11,965円36銭」とあるのは「11,909円63銭」と、「0.022084393280」とあるのは「0.022326746605」とし、同条第四項中「一万五千六百六十七円四十五銭」とあるのは「一万五千四百三十五円」と、「〇・〇二〇九二五五二九三五〇」とあるのは「〇・〇一一八三一〇二八七〇」と、「15,667円45銭」とあるのは「15,435円」と、「0.020925529350」とあるのは「0.021832028 70」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和四年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。

○厚生労働省令第二十七号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第十一号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（接種の方法） **第十九条**　ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第四号に掲げる方法については、第一回目の接種時に十二歳となる日の属する年度の初日から十五歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。ただし、市町村長が当該各号に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、これらに準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。 一　組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射し、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 二　組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 三　組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 四　組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを五月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法	（接種の方法） **第十九条**　ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 （新設） （新設） （新設）

附則第二項を次のように改める。

2　この省令の施行前の注射であって、この省令による改正後の予防接種実施規則（次項において「新規則」という。）第十九条第三号又は第四号に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射に相当するものについては、当該注射をこれらの規定に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射と、当該注射を受けた者をこれらの規定によるヒトパピローマウイルス感染症の注射を受けた者とみなして、同条（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

附則に次の一項を加える。

3　新規則第十九条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、予防接種法施行令（昭和二十三年政令百九十七号）附則第五項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項第二号に規定する者については、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。